

事務連絡
令和8年8月5日

都道府県 災害福祉支援ネットワーク担当課 御中

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課
厚生労働省老健局高齢者支援課
こども家庭庁成育局保育政策課
こども家庭庁支援局家庭福祉課
こども家庭庁支援局障害児支援課

令和8年熊本地震の発生に伴う社会福祉施設等に対する
介護職員等の派遣依頼について

標記については、令和8年7月31日付事務連絡「高齢者、障害者等の要配慮者への緊急的対応及び職員の応援確保について」により、被災地域における社会福祉施設等の入所者等の生活を確保するため、職員の確保について必要な対応をお願いしたところです。

被災地の社会福祉施設等においては、職員自身も被災するなど厳しい状況にある中、地域の要援護者の受入れなども行われており人的な支援が必要となっている状況にあります。

こうした状況を受け、今般、熊本県から別添のとおり各都道府県あてに介護職員等の派遣について協力要請があったところです。

については、今後、被災地の派遣ニーズに基づき、必要に応じて、全国社会福祉協議会より順次、被災施設への介護職員等の派遣に係る協力依頼をさせていただきますので、各都道府県におかれましては、その場合はご協力をお願いしたい旨、あらかじめ管内の災害福祉支援ネットワーク構成団体等に対しまして周知いただきますよう、お願いいたします。

なお、介護職員等の被災地への派遣調整については、厚生労働省が災害福祉支援ネットワーク中央センター事業を委託している、全国社会福祉協議会において行うこととしているため、別途、派遣可能な介護職員等の登録について、全国社会福祉協議会より、該当都道府県あてに依頼させていただくこととしておりますので、ご承知置きください。

また、職員の派遣にかかる経費については、基本的には令和8年7月31日付事務連絡「令和8年熊本地震にかかる福祉避難所等に対する福祉関係職員等の派遣に係る費用の取扱いについて」によりますが、詳細についてはおってお知らせいたします。



【派遣職員の登録依頼及び取りまとめ】

全国社会福祉協議会・災害福祉支援ネットワーク中央センター
(全国災害福祉支援センター施設応援担当)

Tel:03-3581-4657

E-mail:shisetsu-haken@shakyo.or.jp

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課施設係

(代表) 03-5253-1111 (内線 2864)

(ダイヤル) 03-3595-2616

(FAX) 03-3591-9898

別添

令和 8 年 8 月 5 日

各都道府県知事 殿

熊本県知事 木村 敬
(公印省略)

令和 8 年熊本地震にかかる社会福祉施設等に対する
福祉関係職員の派遣について（依頼）

令和 8 年熊本地震の発生に伴い、熊本県の社会福祉施設等におきましては、職員自身も被災するなど厳しい状況にあり、人的な支援が必要となっていることから、都道府県からの福祉関係職員の派遣についてご協力をお願いいたします。

なお、職員の派遣にかかる費用は、熊本県が災害救助法による救助費から支給いたしますので、各都道府県におかれましては、熊本県へ災害救助法による求償を行っていただけますようよろしくお願いいたします。

（参考：令和 8 年 7 月 31 日付け厚生労働省及びこども家庭庁連名の事務連絡「令和 8 年熊本地震にかかる福祉避難所等に対する福祉関係職員等の派遣に係る費用の取扱いについて」）

（照会先）

熊本県健康福祉部

健康福祉政策課地域支え合い支援室	TEL 096-333-2819
長寿社会局高齢者支援課	TEL 096-333-2215
認知症施策・地域ケア推進課	TEL 096-333-2211
社会福祉課	TEL 096-333-2198
子ども・障がい福祉局子ども未来課	TEL 096-333-2227
子ども家庭福祉課	TEL 096-333-2228
障がい者支援課	TEL 096-333-2233

事務連絡
令和8年7月31日

都道府県
各 指定都市 民生主管部局 御中
中核市

こども家庭庁長官官房総務課
厚生労働省社会・援護局福祉基盤課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課
厚生労働省老健局総務課

高齢者、障害者等の要配慮者への緊急的対応及び
職員の応援確保について

- 1 令和8年熊本地震の発生に伴い、避難生活が必要となった高齢者、障害者、こども等の要配慮者については、市町村とも連携の上、緊急的措置として社会福祉施設等（介護老人保健施設を含む。）への受入れを行って差し支えありませんので、避難者の積極的な受入れを行うとともに、避難者の対応に万全を期していただきますようお願いいたします。
- 2 被災地域における社会福祉施設等の入所者へのサービス提供の維持及び避難者への適切な対応を確保するため、職員の確保が困難な施設がある場合には、法人間の連携や、都道府県における社会福祉施設等関係団体への協力要請などを通じて、他施設からの職員の応援が確保されるよう、必要な対応をお願いいたします。
また、従来から、災害福祉支援ネットワークの整備の推進をお願いしているところですが、当該ネットワークも有効に活用した取組をお願いいたします。
厚生労働省及びこども家庭庁としても、全国団体に対して必要な協力要請を行ってまいります。
- 3 なお、こうした対応を行っていただく際には、感染予防対策を徹底していただくようお願いいたします。